

高齢者等住宅改造費助成事業

1. 対象者

- ① 重度身体障害者（身体障害者手帳1、2級）の方
- ② 要介護認定（要支援以上）を受けた方

※①または①・②とも該当する場合は障害福祉課にて申請を行ってください。

2. 申請者

- ・対象者本人または同居する生計中心者

3. 助成の制限

- ・高齢者等及び当該高齢者等と同居するすべての者の前年の課税所得金額の合計額が、330万円以下で、市税を滞納していない世帯の方（1～6月締切分は、前々年の課税所得で判定）
- ・本制度の利用は同一家屋につき1回限り

4. 助成金の額

- ・対象経費の2分の1で上限50万円（ただし浴室改造30万円、便器交換10万円まで）

現在の身体状況に合わせたバリアフリー工事が対象です。

※審査会を経て決定されるものであり、改造費の全額が対象経費になるとは限りません。

- ・対象者の住民票住所地（居住地）の家屋の改造が対象
- ・既に着工している工事は対象外
- ・新築又は増築は、原則として助成金の交付対象外
- ・助成金の交付は、同一家屋に対して1回まで
- ・対象者が入院中で退院のめどが立たない場合は申請不可（完了報告時まで在宅であること）
- ・経費の中に、浴槽、特殊便器、歩行支援用具等日常生活用具給付等事業で給付できる品目がある場合には、同事業による給付を優先します。（障害福祉課）
- ・経費の中に、介護保険住宅改修で支給できる経費がある場合には、介護保険制度を優先し、その経費を控除した額を審査します。（介護保険課）
- ・同一工事について他の住宅関連補助制度と重複して申請することはできません。

【対象工事の主な例】

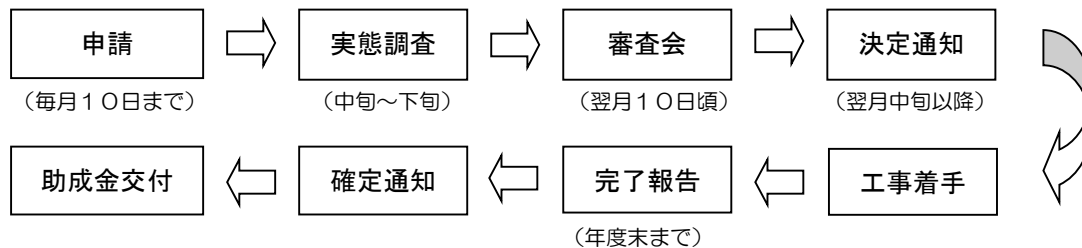
- 段差解消（ミニスロープの設置等）
- 手すり・固定式踏み台の設置
- 開き戸から引き戸等への交換
- 和式から洋式便器への交換
- 階段昇降機等
- ユニットバスの設置（浴槽のまたぎが困難などの理由での交換）

工事内容や工事金額は、複数の施工業者から見積を取得し、比較検討することをお勧めします。

【参考例】令和4年度 浴室工事費の場合（消費税抜）

1者見積：平均 約112万円（約78万～146万円）
2者見積：平均 約102万円（約70万～130万円） } 約10万円の差（税抜）

5. 手続きの流れ



※申請書の提出期限は毎月10日まで（ただし、10日が土曜、日曜又は祝日の場合は、その日前に最も近い日で、土曜、日曜又は祝日でない日まで）

- ・申請から決定までにはおよそ1ヶ月を要します。
- ・工事の着手は決定通知後です。※決定前に着手した場合は、助成金を交付できません。

6. 申請書類

- 鹿児島市高齢者等住宅改造費助成金交付申請書
- 住宅改造費助成事業調査票
- 見積書の写し（明細がわかるもの）※居室ごとに作成
- 全館の平面図（改造箇所や床高（FL値）を記入したもの）、浴槽などの断面図
- 改造前の写真（日付入り、段差・浴槽はスケールを当てた写真）
- 設備用具・製品のカタログ（寸法や定価がわかるもの）
- 住宅改造承諾書（土地・家屋の所有者が本人又は同居の配偶者以外の場合。※相続が生じている場合は相続人全員分）
- 土地・家屋課税明細書（固定資産税納税通知書）の写し（借家の場合は不要）
- 介護保険被保険者証又は要介護認定・要支援認定等結果通知書の写し、又は身体障害手帳の写し（1～2級の方）

※P3「高齢者等住宅改造費助成金交付申請書等添付書類」を参照

7. 工事完了報告書及び補助金等交付請求書の提出

- 工事完了報告書
- 改造中及び改造後の写真（日付入り）
- 施工業者の請求書の写し（明細の分かるもの）
- 領収書の写し（宛名は申請者）
- 補助金等交付請求書（補助事業者の氏名は申請者）
- 通帳の写し（銀行名、支店名、口座名義人、口座番号、口座の種類が判る箇所）

※P4「工事完了報告書及び補助金等交付請求書添付書類」を参照

※年度内に工事が完了しない場合や工事完了報告書等の提出の無い場合、補助金は交付できません。

8. 助成金の交付

完了報告書の提出後、審査を経て市より補助金確定通知をお送りします。確定通知後およそ1ヵ月後にご指定の口座へお振込みいたします。

問い合わせ先

長寿支援課	生きがい支援係	216-1266
障害福祉課	障害福祉係	216-1273
谷山福祉課		269-2145

「高齢者等住宅改造費助成金交付申請書等添付書類」

見積書 申請者名（フルネーム）で作成し、作成日、担当者氏名、連絡先を記入。（押印不要）

- ・改造の室、箇所（床、壁、天井）ごとに作成（下地工事、廃材処分費など）
- ・税抜価格で作成し、最後に消費税を加算してください。消費税の円以下は切り捨て
- ・「一式」という表現ではなく、数量・単位（本、m、m²、ヶ所等）などを用いて記入
- ・既製品を使用する場合、カタログの添付と製品番号・定価を備考に記入
- ・ユニットバスは、メーカー等からの見積書及び仕様書が必要
- ・階段昇降機の設置の場合、複数の業者からの見積書が必要

改造図面 A4版のサイズで作成してください。（内容が分かれば1枚でも可）

家屋全体の平面図（改造前及び改造後）

- ・縮尺率、寸法を記入
- ・改造しない部分を±0とし、各箇所（部屋全部）に床高（FL値）を記入
- ・主に使用する居室・寝室と、浴室、トイレへの動線を図面に記入
- ・2階以上の建物の場合、改造の有無にかかわらず全館の平面図（所有部分）
※2階以上及び階段部分での改造が無い場合、2階以上の床高（FL値）は不要

断面図（浴槽や階段、スロープ等）

- ・縮尺率、寸法（スケール写真と対応）を記入
- ・浴槽は、縦・横の内寸、深さ、またぎ高（スケール写真と対応）を記入
- ・階段、スロープ設置等は、コンクリート・砂利等の厚み及び床の仕上げ、手摺の高さ・長さ、蹴上げ高、踏み面、高さ、幅等を記入

家屋の配置図（外部手すりやスロープのみ） 敷地の形のわかるもの

- ・屋外スロープは、傾斜1/12以下、幅900mm以上、手すり、滑りにくい床仕上げ

改造前写真 写真の枠内に撮影日、枠外に撮影場所名を記入（提出はA4片面印刷）

- ・床の嵩上げや既存の手すりの付け替え等は、スケールを当てた写真
- ・浴槽は、縦・横の内寸、深さ・またぎ高にスケールを当てた写真
- ・ユニットバスは、水栓、扉（全体及び段差近景）、手すり（長さ）のスケール写真

設置用具・製品のカタログ 手摺、踏み台、便器、浴槽、床材等の寸法や定価が分かるもの

- ・踏み台は、固定式で、奥行き300mm以上、幅500mm以上、高さ180mm以下のもの
- ・段差解消は、床材（滑りにくい）のカタログ
- ・ユニットバスは、平面図、展開図、ドア等の断面詳細図等（段差の有無が確認できるもの）

介護保険被保険者証（認定等結果通知書）または身体障害者手帳（1・2級の方）の写し

住宅改造費助成事業調査票 家屋の状況や介護保険、身体の歩行、健康状況等を記入

住宅改造承諾書（申請者とその配偶者以外の所有の場合）

- ・市営住宅に入居している場合は、住宅課からの承諾書が必要
- ・屋外工事の場合で、土地所有者が本人もしくは配偶者ではない場合、承諾書が必要
- ・相続が生じている場合、相続人全員からの承諾書が必要

土地・家屋課税明細書の写し

- ・固定資産税納税通知書に同封されているもの（毎年5月頃に資産税課より送付）
- ・所有者（納税者）、築年数、延床面積等を確認するため

「工事完了報告書及び補助金等交付請求書添付書類」

改造中及び改造後の写真（提出はA 4片面印刷）

- ・写真の枠内に撮影日、枠外に撮影場所名を記入してください。
- ・段差解消等の改造後や手すりは、スケール等を当て撮影
- ・浴槽は、浴槽内寸、深さ、またぎ高等の分かるようにスケールを当て撮影
- ・ユニットバスは、手すり、水栓、扉の写真が必要

施工業者の請求書の写し

- ・申請者名（フルネーム）で作成し、作成日を入れてください。
- ・見積書同様、明細内訳の分かるものも添付のこと。

領収書の写し

- ・申請者名（フルネーム）のもの

補助金を振り込む申請者の通帳の写し

- ・銀行名、支店名、口座名義人、口座番号、口座の種類が判る箇所

※上記書類の提出を受け、審査・決裁の後、補助金確定通知書を申請者に送付し、1ヶ月以内に補助金を振込みます。（年度末は補助金の振込に時間を要する場合があります。）

住宅改造対象工事

【原則】高齢者等の現在の身体状況に合わせたバリアフリー工事が対象です。
より良い工事のために、工法を指定する場合があります。

対象になる工事の主な例

工事内容	注意事項
段差解消、ミニスロープ等	畳からフローリング等への変更は、原則対象外（身体状況による）。 ミニスロープは、原則ふすま1枚分が対象。 5mm以下の段差解消は対象外。
手すり・固定式踏み台の設置	対象者の生活動線上にあり、固定工事を伴うもの。 ※踏み台の規格は幅500mm以上、奥行き300mm以上、蹴上180mm以下。
開き戸から引き戸等への取替	開き戸等から引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等への取替。
和式から洋式便器への交換	洋式便器から洋式便器への交換は原則対象外（身体状況による）。
浴室出入口・床	品確法等級5を満たすもの（段差5mm以下）。 ※在来工法の出入口ドアは3枚引き戸のみ対象。 床は、滑りにくい仕上げであること。
浴槽	推奨基準は、またぎ高さ400～450mm程度、深さ500～550mm。
ユニットバス	浴槽のまたぎが深い、床の段差がある等での交換が対象。 ※扉は段差無し（5mm以下のスロープ付き。）
洗面台	原則対象外。（洗濯機パン、トイレ手洗器も同様） 対象者が車椅子を使用しており、車椅子用洗面台とする場合は対象。
屋外スロープ	現に対象者が車椅子を使用していること。 ①勾配1/12以下 ②有効幅員900mm以上 ③転落防止を兼ねた手すりの設置 ④滑りにくい仕上げ
屋内・屋外 階段昇降機 ※介護保険対象外	対象者が階段を上がれないほどの歩行困難で、階上に生活設備があり、階下を生活スペースとして利用できない場合等要件がある。 ※2者以上の見積もりを比較し、安価の業者で工事を行う。 ※屋内に設置する場合、建築設備として建築確認の要不要を建築指導課へ確認のうえ、建築確認が必要な場合は、審査会までに確認済証の写しを提出し、完了報告時に検査済証の写しを添付する。
その他市長が適当と認める工事	

◎ 検討中の工事が対象工事となるか不明な場合は、お問い合わせください。

問い合わせ先

（要支援・要介護認定を受けた方）

長寿支援課 電話 099 (216) 1266 FAX 099 (224) 1539

（身体障害の等級が1・2級の方）

障害福祉課 電話 099 (216) 1273 FAX 099 (216) 1274

対象外になる工事の主な例

※補助金の交付決定前に着手した工事は、対象になりません。

- 新築・増築工事、模様替え、必要以上に豪華・華美な工事
- 老朽化の修繕・補修
- 既存の間取り等を変更するもの(※身体状況により対象となる場合もあるので、お問い合わせください。)
- 対象者の生活動線にない場所の工事(車庫・物置・倉庫等)
- 段差解消を伴わない床材の変更(ノンスリップも対象外)
- 壁・天井、棚類の工事
- 外壁・屋根・門扉・ブロック塀等の工事
- 舗装工事(下肢障害手帳保持で、手すりとともに設置する場合、生活動線のみ対象)
- 家電製品や流し台、換気扇、照明等の購入や設置
- 庭木の剪定、植栽工事
- 防腐・防蟻・シロアリ駆除
- ユニットバス等のメーカーがつける10年保証費等
- ハウスクリーニング、排水管清掃
- 浄化槽・下水道工事
※浄化槽は環境保全課、下水道工事は下水道管路課にお問い合わせください。
- 公共工事の施行に伴う補償工事(道路改良、土地区画整理など)
- 既存の住宅関連補助制度を利用している工事(介護保険の住宅改修制度は併用可能)

・経費の中に、浴槽、特殊便器、歩行支援用具等日常生活用具給付等事業で給付できる品目がある場合には、同事業による給付を優先します。(公費負担相当額と交付対象経費のいずれか低い額を交付対象経費から控除します)

・介護保険住宅改修給付の対象工事があるときは、**介護保険を優先する**ことから介護保険課にも申請が必要です。(同一家屋内に要介護認定を受けた者が複数居住している場合は、その人数分に相当する住宅改修支給相当経費を助成金の交付対象経費から控除します)

・改造の内容を変更(軽微な変更を除く)又は中止若しくは廃止しようとするときは、下記の書類を提出してください。

- (1) 鹿児島市高齢者等住宅改造費助成事業変更等承認申請書(様式第3)
- (2) 見積書の写し(変更の場合に限る。)
- (3) 改造箇所の図面及び写真(変更の場合に限る。)

※助成申請後の改造箇所の追加の申請は認められません。

・虚偽その他不正の行為等があったときは、助成決定の一部又は全部を取消し、助成金の一部又は全部の返還を求めることがあります。